



Vol.12

2025.12

客人社下波止場から中浦小路を望む

TOPIC

- ・松江市美保関伝統的建造物群
- ・保存地区を決定しました
- ・地区の保存活用計画を策定しました
- ・現状変更行為の申請について

※「Mihonoseki伝建だより」…松江市では、美保関町美保関にて伝統的建造物群保存地区制度、通称「伝建」の導入を検討しています。制度の内容や市の取り組みについてお伝えします。

松江市美保関伝統的建造物群保存地区を決定しました

美保関の皆様が、誇りある文化とともに守り続けてこられた町並みを、松江市では初めてとなる「松江市伝統的建造物群保存地区」に決定しました。住民の皆様には、これまで、多大なるご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。松江市としましても、皆様と一緒に、この制度を活用し、歴史的な町並みを後世に繋ぎ、地区の伝統・文化の継承や人口減少に歯止めをかける一手となるよう、力を注いで参ります。

引き続き、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けて、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

松江市美保関伝統的建造物群保存地区

【保存地区の名称】

松江市美保関伝統的建造物群保存地区

【決定年月日】

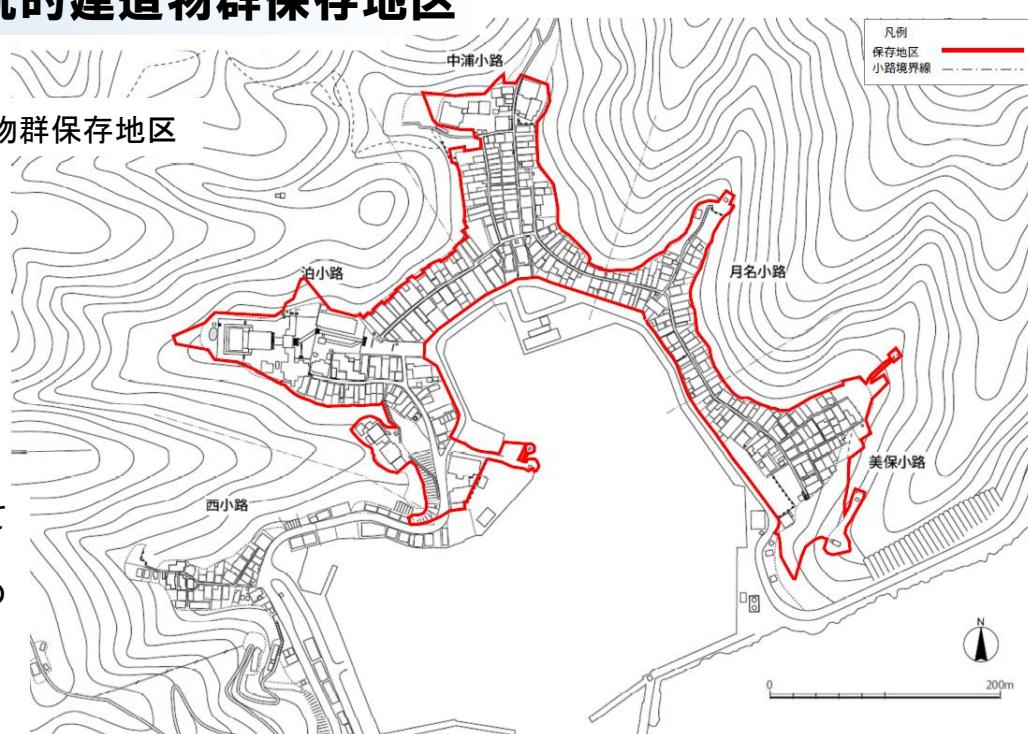
令和7年12月23日

【所在地及び面積】

松江市美保関町美保関
の一部(右図のとおり)
約5.9ヘクタール

【地区の状況】

伝統的建造物が多く残っている。また、歴史的な町並みに加え、祭礼行事などの人々の活動も融合し、港町・門前町としての歴史的風致をよく残している。



地区的保存活用計画を策定しました

■趣旨

美保関の歴史的なまちなみを保存し、まちづくりに活用することで、
地域文化の振興に資するため、本計画を策定

■保存及び活用に関する基本計画／伝統的建造物の決定

保存地区の歴史・現況、保存地区における伝統的建造物
の特性などを記載



伝統的建造物の一例: 濱延舎(旧濱中屋)

■保存整備計画

- ✓ 建造物の外観を歴史的風致にふさわしいものに回復し、
地区全体の価値を高めるため、現状変更の許可基準
を新設

- ✓ 修理・修景基準を設け、要件を充たす物件を助成等により支援

■施設や環境の整備

- ✓ 一般公開の対象となる施設、地区住民と来訪者が交流できる施設の整備を検討
- ✓ 防災計画を策定
- ✓ 情報発信、観光振興、空き家の利活用、教育などに関する取組みに注力

現状変更行為の申請について

建物の外観の色・形を変えるときには、手続きが必要です。

手続きが必要な行為

- ▶ 建築物・工作物等の新築、増築、改築、取り壊し又は修繕などをする場合。
※伝統的建造物の取り壊しはできません。
- ▶ 建築物・工作物の修繕(修理)で外観や色を変える場合。
- ▶ 新たに屋外に設備機器を設置する場合(エアコン室外機、テレビアンテナ等)
- ▶ 新たに看板を設置する場合。
- ▶ 土地の形状を変更する場合。(舗装工事等も含みます。)
- ▶ 木や竹を伐採する場合。(日常管理による剪定、枝打ちは申請不要。)

手続きの流れ

①市役所に相談



②現状変更許可申請書提出(所有者等→市役所)



③現状変更許可通知書の交付(市役所→所有者等)



④工事着工・完了



⑤現状変更行為完了届提出(所有者等→市役所)



松江市ホームページ

【現状変更行為について】
様式を掲載しています。

■問い合わせ先

〒690-8540

島根県松江市末次町86番地

松江市文化スポーツ部

文化財課 歴史まちづくり係

電話(0852)55-5956